

松戸市地域自立支援協議会会議録

令和 2 年 度 第 2 回

◎開 会

事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第2回松戸市地域自立支援協議会を開催させていただきます。

委員の過半数の出席がありましたので、松戸市地域自立支援協議会条例第7条により、会議は成立することを報告いたします。

◎福祉長寿部長挨拶

事務局 それでは、初めに福祉長寿部長、郡より挨拶を申し上げます。

福祉長寿部長 昨年からの新型コロナウイルスとの闘いが1年を過ぎようとしております。常にコロナの対策を優先として市を挙げて取り組んできたわけでございますけれども、昨年の4月に続いて2回目の緊急事態宣言が発出をされました。そして昨日、緊急事態宣言を1か月延長するという発表もございました。解除宣言には6つの指標、目安というものがあって、その中に病床の逼迫具合などがクリアできていないということもあって延長となったわけでございます。

連日、東京都を中心とした都道府県の感染状況の報道がされているわけですが、今日は少々お時間をいただきまして、松戸市の新型コロナウイルス感染者状況について簡単に説明と報告をさせていただきたいと思っております。

画面に映っておりますのが市のコロナウイルスの感染者状況でございます。これは1月31日時点での表になりますけれども、昨年4月1日から1週間ごとに期間を定めてこの表を作っております。

昨年、松戸市で初めて市内在住の方の感染が確認されたのは2月23日でありまして、その後何名か出始めて、4月の第1波と言われるときにはこういう形で感染者が発生しました。その後一旦落ち着くのですが、また7月下旬から8月上旬にかけて第2波という形で感染者が増えました。そしてその後、感染者は出ているものの、若干落ち着くのかなというふうに思っておりましたが、11月に入ってからだんだん感染者も増え続けていき、そして1月に入って急激に感染者が増えていった、こういう状況になっております。

今年1月17日には市で62名という、1日では最大の感染者数が発表されました。その後少しずつ減少してきておりまして、2月1日には7名、そして昨日には4名ということで、感染者数も大分減ってきております。

この第3波も少しずつ減ってきている状況ではありますが、この次の下の表は8月から1か月ごとの感染者数を示したものでありまして、12月は333人の方が感染しております。そして1月に入りまして852人と約2.5倍で推移したということになります。そして年代別を見てみますと、20代から50代の方々が約7割を占めているといったことが分析されます。

次の資料は、年代別の感染者数を指し示す詳しい内容でございますけれども、先ほどの表と同

じように20代から50代の方が7割を占めているということになります。

そしてもう一つ下の次の表は、松戸市の感染者の療養者の状況でございます。1月28日時点では入院している方が59名、そしてホテルで療養している方が16名、そして入院調整中と自宅療養の方が233名と、現在308名の方が療養状況であるということでもあります。

まずはこういう形で松戸市の感染者も推移しているわけでありますけれども、引き続き3密を避け、マスクの着用、手洗い、手指消毒など基本的な感染対策を励行していくことが重要であり、共に感染拡大防止の意識をさらに深めてまいりたいと思います。

さて、本市では今年度、「地域共生社会」の実現に向けた取組といたしまして、国が示しております重層的支援体制整備事業における包括的総合支援体制について検討をまいりました。障害分野におきましては、現在、中央圏域に基幹相談支援センターを設置しておりますが、来年度はそのほかに常盤平、小金圏域にも新たに基幹相談支援センターを設置しまして、障害、母子、高齢者分野ともに圏域ごとの相談体制を整備する予定でございます。

この3環境区ごとに3つの基幹相談支援センターを設置することで、総合的、専門的な相談を実施するほか、相談支援の中核的な役割などを担うこととなります。また、ひきこもり状態の人が社会参加を感じることができるよう、居場所など受け皿の整備にも力を注いでまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、後ほど担当からもご報告をさせていただきますが、地域の相談支援による様々な課題解決と障害者への支援の充実をするためのお力添えとご協力を賜りたいと思っております。

どうか委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきたくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎資料の確認

◎情報公開・議事進行

当会議は松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としていること、議事録は発言内容を要約し、委員名を記載して行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開すること及び会議の内容は議事録作成のため録音させていただくことを報告

◎傍聴者について

1名の傍聴の申し出あり、許可

○次第

1 前協議会保留事項（防災、代表者会議、生活介護連絡協議会）

会長 初めに、幹事会からの報告があります。前回、防災及び代表者会議・生活介護連絡協議会の発足に関して議題に挙げられておりましたが、このことにつきまして事務局からの報告をお願いいたします。

事務局 障害者福祉施設等における防災及び代表者会議・生活介護連絡協議会について報告をさせていただきます。

皆様にお配りしている資料1をご覧ください。

こちらは前回時の8月にお渡しさせていただいたものと同じ資料になります。前回の協議会でこれらの事項に関して議題に取り上げ、状況が落ち着いたところから活動を進めさせていただいていたところですが、皆様も御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しがいまだに見えず、本市においても予断を許されない厳しい状況が続いております。

また、先日の幹事会では、これらの活動をどのように進めていくかについて取り上げさせていただきましたが、各事業所の皆様におかれましても、通常業務に加え、突発的な緊急対応など様々なコロナ対策の対応をしていただいているため、今の状況でなかなかこのテーマに関して取り組むことは難しい現状です。そこで、この協議事項につきましては、新型コロナウイルス感染症が収まり、一旦今の状況が落ち着くまでは保留事項とさせていただきたいと考えております。

なお、今後のスケジュールについては幹事会で再検討させていただいた上で、委員の皆様には進捗状況等をご報告させていただきたいと考えております。

以上となります。

会長 ただいま事務局から報告がありました、何かご意見がありますでしょうか。発言の際にはお名前の後にご発言をお願いいたします。

特にご意見なければ、一旦保留事項として、新型コロナウイルス感染症の収束が見られるまで保留という形で進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 日中サービス支援型共同生活援助の評価について

会長 続きまして、日中サービス支援型共同生活援助の評価についてです。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局 前回の本会議において、日中サービス支援型グループホームの指定や運営に係る評価を自立支援協議会で実施していくことにつきご承認をいただいたところでございますが、実施の具体的方向等が固まりましたので、ご報告の上、ご意見をいただければと思います。

それでは、事前に配付させていただきました資料2をご覧ください。

実施に至る経緯や趣旨につきましては、前回も述べさせていただきましたが、改めて簡単にご説明いたします。

まず、実施の趣旨ですが、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業所を運営する上で、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的としたもので、当該事業所は年に1回以上、所在する市町村の自立支援協議会に対し、事業の実施状況等を報告し、市町村協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞かなければならないものと実施要綱に規定されていることから、これに基づき実施するものです。また、新規指定申請時において、日中サービス支援型グループホームと通所事業所を同じ敷地内に設置しようとするとき等、知事が必要と認める場合も同様に、運営方針や活動内容を市町村協議会に説明の上、評価を受けるものとされていることから実施するものです。

次に、実施の流れですが、前回決定した内容を基に作成いたしました。

既に指定を受けている事業者とこれから指定を受ける場合とで2パターンございます。

先に既に指定を受けている事業者についてですが、資料の2、実施の流れをご覧ください。

対象事業者には3月中に評価を実施する旨の通知を送付し、4月に事業所より「報告・評価シート」を含む必要書類の提出を受け、その資料を基に6月の評価部会、8月の協議会を実施し、評価を行います。6月の評価会は8月協議会の事前審査会として、評価委員さんに参加していただき、事業所同席の下、事業所より提出していただいた「報告・評価シート」を基に質疑応答を行います。当日は事業所よりシートに沿って内容を説明していただき、その後に、質疑応答を行う流れとなります。そしてこの評価会に参加された評価委員の方々は、シートの記入欄に評価を記載していただき、これを基に8月の協議会で協議し、協議会としての最終的な評価を決定します。評価結果につきましては、9月ごろに事業所へ通知する予定です。

次に、これから指定を受ける事業者の場合ですが、ページ3のような流れで考えております。

先ほどの既に指定を受けている事業者と同様、評価部会と協議会を実施し、評価を行います。新規事業者の開設予定時期に伴い、8月の協議会で評価を行うか、2月の協議会で評価を行うかに分かります。8月の協議会で評価を行う場合は6月に評価部会を実施、一方で2月の協議会で評価を行う際は11月に評価部会を実施します。どちらも協議会開催の翌月に事業所への結果通知を予定しております。

次に、評価会当日の評価担当者についてですが、資料5「評価担当者（案）」をご覧ください。

評価担当者は、自立支援協議会委員から選出された5名に加え、障害福祉課も行政として評価を担当することを予定しております。

そして委員におかれましては、記載させていただきましたとおり、5名を候補として上げさせていただきました。

皆様、よろしいでしょうか。ご異議があれば、この場で発言をお願いいたします。

事務局 ご異議がないようですので、こちらの5名の方、お願いいたします。

また、6月の評価会に先立って正式に依頼文を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、実際に評価に使う「報告・評価シート」についてですが、前回提示させていただいた

ものに追加した項目がございますので、「報告・評価シート（案）」をご覧ください。

まず、3「設立目的・運営方針」についてですが、日中サービス支援型が設けられた趣旨について、正しく理解しているかどうかを確認するため、新たに追加させていただきました。

具体的には、日中サービス支援型が障害者の重度化・高齢化に対応するために設けられたサービス類型であるため、設立目的が重度や高齢障害者等の受入れを意図したものであるか、ホーム内で日中の支援を実施する体制を整えつつ、地域社会に開かれた活動の機会を利用者に提供し、できる限り社会資源の活用に努めるべきという認識を持って運営しているかなどを評価するためのものです。

次に、6「同一敷地内に設置した通所事業所について」ですが、これは日中サービス支援型グループホームと同一敷地内に通所事業所を設置する必要性・目的・経緯の確認と、利用の必要性を確認するための項目として追加しました。

日中サービス支援型グループホームは、必要なとき以外はむしろ外部での日中活動を積極的に活用すべき趣旨のものであるため、それを念頭に置いた上で事業の必要性の判断及び同一敷地内の事業所を利用する場合は、漫然と利用されるものではなく、あくまでも特別な必要性があり、利用しているものと判断できるかどうかを確認するための項目です。

そして11「従業員の資格取得状況や実務経験について」ですが、これは、日中支援型グループホームの特性に則した人材の配置がされているかを確認するためのものです。入居者の年齢や重度障害の状況、疾患の状態に照らし合わせて必要なスキル・経験・資格を有する人員が配置されているかを確認するための項目として追加させていただきました。

次に、12「障害福祉関連の経験がない者も含めた従業員に対する対応について」ですが、これは、ホーム職員の人材育成やアフターフォローの体制が十分か、研修等を通し支援に必要な知識やスキルの構築が行われているかを確認するための項目です。

そして13「利用希望者の受入れ可否の判断基準について」ですが、日中支援型グループホームは、重度・高齢の障害者が地域の中で安心・自立して継続的に暮らすためのセーフティネットとして位置づけられていることから、そのような対象者を広く受け入れる方針が事業所として取られているか。また、やむを得ず断った際には、その具体的な状況と適切な受入先を模索するためのサポートを十分行ったかを確認するための項目です。

最後に、14についてですが、前回の評価時の要望や助言について、事業所内で十分把握・周知がされており、実際に運営にフィードバックされているかを確認するためのものとなっております。

以上が追加させていただいた項目となります。

今後運用していくに当たりまして、お示しさせていただいた実施の流れ及び報告評価シートはこのような内容でよろしいでしょうか。ご意見、ご指摘等ございましたら、この場でいただければと思います。

今成委員 評価シートの項目6ですけれども、「同一敷地内に設置した通所事業所について」のと

ころの、この同一敷地内の概念はどのようなものでしょうか。例えば同一敷地内でなくても、法人で持っている通所施設とかが含まれるのですか。

事務局 こちらの同一敷地に関しては、明確な敷地の定義について国から示されているわけではないですが、意味合いとしてはやはり同じ空間の中でずっと生活が完結してしまっていて、地域の中のいろいろな活動の選択肢というのが奪われてしまっていないかという観点からのものになりますので、同じ法人であってもいわゆる一般的な同じ敷地でない通所事業所の場合にはこちらにはかかってこないのではないかと解釈しております。

早坂委員 評価の流れですが、紙面だけではなくて、実地場所の確認等々も含まれるということになりますか。

事務局 実際に評価委員に現場に行っていただくかどうかというところに関しては、少なくとも来年度についてはコロナの収束も見えない状況ですので、まだ現地確認というところまでは考えてはおりません。ただ、評価の際の書類提出において、平面図であったり、現場の写真なんかの点等も含めて、現地の実際の状態が分かるような評価根拠というものを考えておりますので、それをもって実際の支援実態というものを評価していただきたいと考えております。

早坂委員 現実には今コロナなので、どちらも伺うことは避けなければならないと思っているんですけども、やはり居住空間なので、紙面からだけでは判断がしづらいことは確実にあると思われるので、今後の手順としての評価の中にぜひご一考いただきたいというふうには思います。

事務局 評価の項目ですとか、評価方法については回数を重ねるごとに改善を加えていきたいと思っておりますので、今後ともご意見をお願いします。

平山委員 幾つかお聞きしたいのですけれども、現在指定を受けているのは1事業所ですが、新規事業所で今後の候補はあるのかをお聞きしたい。

事務局 おっしゃるとおり今現在は市内に1か所の事業所が日中支援型グループホームと指定されておまして、あくまで相談段階ではあるのですが、日中支援型のホームを建てたいといったような相談もきておりますので、今後複数のホームに対して、年間で評価を行っていくといったことも十分に考えられるかと思っております。

江波戸委員 今回、委員の5人として選出いただいたのはとても光栄と思っています。流山市や三郷市にしても、日中サービス型支援事業所ができていますので、とてもニーズが高いお話だとは思っています。反面、松戸市内においてもグループホームという数が今とても増えてきている中、量に加えた質の評価というのは今回委員が携わると思うんですけれども、ぜひ実りある評価ができればなと思っています。

3 委託相談支援事業所の評価について

会長 委託相談支援事業所の評価について事務局から願います。

事務局 委託支援事業所の評価についてご説明をさせていただきます。

資料の3をご覧ください。

委託相談支援事業所の評価につきましては、本市の相談支援の中心的な役割を担う委託相談支援事業所について、その事業運営や活動状況の評価し、よりよい事業運営へ結びつけ、事業の質の向上を図ることを目的とさせていただいております。

なお、今年度につきましては自立支援協議会の委員5名に加え、障害福祉課を評価担当者として選出いたしまして市役所内で評価を実施いたしました。その後、8月に開催された第1回地域自立支援協議会にてご報告等をさせていただいたところでございます。

来年度の委託相談支援事業所の評価会のスケジュールについて案をご説明させていただきます。

来年度の委託の体制については、後ほど詳しく説明させていただきますが、来年度の評価対象はふれあい相談室及びハートオン相談室を除く基幹相談支援センターと柏市のサポートセンター沼南の計2事業所となります。評価対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となります。

2ページ目をご覧ください。

実施の流れについて記載しておりますが、4月中に各事業所が「事業報告シート」に基づいて自己評価のほうを行っていただきまして、5月中旬に評価担当委員が事務局で作成した評価基準表に基づいて4段階評価で書類を事前審査、また、5月下旬にヒアリング審査を実施して、8月の令和3年度第1回松戸市地域自立支援協議会にて評価結果を評価担当者から報告させていただき、審議していただくものになっております。

評価を担当していただく方は、評価担当者に偏りが出ないように、自立支援協議会の選出区分ごとに1名ずつ選出し、5から6名とさせていただきます。

なお、評価担当者の案につきましては、資料の3ページ目のとおり提案させていただきますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

ご意見等ないようでしたら、こちらで進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ただいま委託相談支援事業所の評価の説明がございました。何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

江波戸委員 去年の評価の流れとしまして、7月ごろにプレゼンテーションがあったと思うんですけども、それに比べて今回時期がとても早いことには何か意味があるのでしょうか、教えてください。

事務局 来年度の第1回の地域自立支援協議会の8月4日の予定にゆとりを持たせたような形で5月下旬ということで評価会を設定しておりますが、また、こちらも新型コロナウイルスの感染状況等々ございますので、この辺りは流動的に検討させていただければと思っております。

4 各専門部会より活動報告・次年度予定について

会長 各専門部会より活動報告と次年度の予定についてです。全ての報告をいただいてから、皆さ

んの質問や意見を伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、相談支援部会より、千葉委員、お願いします。

千葉委員 令和2年度の活動目的、課題、目指す姿は、下記のとおりです。

具体的取組として、主に3環境区を意識した相談支援体制の整理としての地域診断に加え、サポサポの活動支援及び運営の見直しに取り組みました。

地域診断については、松戸市の中で地域ごとの特性、偏り、得意なところや不足している点とその変化やつながりというところに焦点を当て地域診断を行いました。定量的なデータを基に地域のよい点、支援のやりやすさ、地域に不足している点・課題、現状での対応・つながりに関して意見を出し合い、実態を把握しました。

参考資料1をご覧ください。これは地域診断でいろいろ皆さんからいただいた意見をまとめた表になります。3環境区を意識しながら、中央圏域、常盤平圏域、小金圏域でそれぞれ社会資源や強み、不足している点などを挙げ、地域診断の結果としてまとめた表になります。

この地域診断の結果を踏まえて、実際の支援におけるエリア活用のイメージについて検討しました。さらに市全体としての課題についても話し合いを行いました。その結果、エリアに関わらない課題として、短期入所の受け皿の確保、医ケアの受入れ事業所の充実、ひきこもり支援の仕組みづくりという点が3点上がりました。

資料2をご覧ください。

松戸市全体に関わる課題としてあがった3点について、制度上の課題、環境の課題、当事者の課題として問題の所在を整理しました。

次に、サポサポの活動支援及び運営の見直しについてですが、新型コロナウイルスの影響で8月からリモート形式での再開となり、その関係で初回はコロナ禍での相談支援の現場への影響についてをメインテーマとして開催しました。コロナ禍での相談支援については、その後も主題の一つとして話し合いを行いました。障害に特化した内容というよりも、現在の世相に合わせた内容となりました。こちらは資料3をご覧ください。

今年度の具体的な取組の3にあげている地域課題の抽出・整理は、部会で話し合った内容を9月に実施した「松戸を「エリア」で見よう」の開催テーマでサポサポへ落とし込み、より深い内容になるよう意見を集めました。また、それらを通して事業所間のネットワークの強化や顔の見える関係づくりへとつながりました。

再開した8月から令和3年3月までのサポサポの開催日程は次のとおりです。

令和2年度の目標達成度、次年度への課題についてですが、まず、3環境区を意識した相談支援体制の整理、今年度の目標の一つである3環境区を意識した相談支援体制の整備に関しては、地域単位と松戸市全体の有効な部分と課題を整理したことで、3環境区ごとの現状を把握することができました。

エリアの活用に関しては、地域生活拠点及びその中心となる3か所の基幹相談支援センターに関することが明らかになった段階で改めて議論をしていくということにしました。また、地域診断の結果を踏まえての他分野との連携の仕方についても引き続き検討していく必要があり、次年

度への課題としています。

2つ目、相談支援体制の整理として、地域診断を行っていく中で浮き彫りになった課題の一つであるひきこもり支援に関しては、部会の中でケース検討を行いました。その結果、ケースによって様々な背景があることが分かり、ケースごとの支援のやりづらさ、不足しているツールをまとめることができ、その中にはひきこもり支援やケースに関して共有する場が不足していることもあげられました。

資料4を参照ください。

部会の中で検討を行うこと自体がひきこもり支援へとつながる資源であるという意見もあり、今後も様々なケースの分析をしていく必要があると考えています。3か所の基幹相談支援センターの担う役割も含めて、次年度も継続的に取り組んでいきます。

サポサポの活動支援及び運営の見直しでは、サポサポの活動が新型コロナウイルスの影響で4月から7月まで休止となり、8月からはZ o o mを利用したリモート形式で再開となりました。相談支援事業所並びに他分野とのネットワークを継続的に発展させることができましたが、運営面に関しては参加者を巻き込んだ企画会議の実施を検討していましたが、リモート形式では行うことが難しく、今後参加者を巻き込んだ企画・運営を図ることが課題となっています。

回数の変動により、プログラムにも変更が出ました。外部から講師を招いて行うことが難しい状態であるため、年度初めに立てたスケジュールをそのまま行うのではなく、時事的な話題や部会で取り扱っている内容の深堀りなどのプログラムに変更になりました。令和元年に行ったアンケート結果を基にしたニーズと照らし合わせると、意見交換や困難事例の検討という部分においては達成できましたが、専門的な知識の吸収や学びの機会、実際の技術を扱う回については実施ができませんでした。相談支援事業所の日常業務等と直結するコアなプログラムとそれによる相談支援事業所の再開意欲を喚起することは次年度も継続して検討を実施していきたいと考えています。

来年度の活動内容ですが、4つ考えています。

1つ目に地域生活拠点及び3か所の基幹相談支援センターと相談支援事業所の関わり方、活用法、2つ目にひきこもり支援に関する現状分析と理解の促進、3つ目に新型コロナウイルスによる相談支援への影響確認、業務の見直し、4つ目に相談支援事業所連絡会サポサポの活動支援及び連携の見直し、この4つを来年度の活動内容として考えています。

以上、相談支援部会の報告とさせていただきます。

会長 続いて就労支援部会より、古川委員お願いいたします。

古川委員 就労支援部会につきましては、1ページ目、これは前回見ていただいたとおりの資料かと思しますので、細かくは説明しないのですが、3つの柱で就労支援部会は成り立っております。

まず、1つ目が就労継続支援A・B型事業所から一般就労を目指すための仕組みづくり、2つ目の柱が障害者雇用の拡大、3つ目の柱が就労継続支援ネットワークの運営支援ということで、今年度具体的な取組の内容としては次のページをご覧ください。

1つ目の就労継続支援A型・B型事業所からの一般就労を目指すための仕組みづくりにつきましては、就労継続支援事業所の利用者さん、また、職員さん向けに一般就労希望調査票を作成しまして配布しております。28事業所中22事業所からご回答いただきまして、利用者さん・家族から352人、職員98人の方々の回答を得ております。

結果につきましては、利用者さんについては「一般就労を希望している」と回答した人がA型で4割、B型で3割という結果でした。また一般就労を希望する利用者さんは将来の職業生活への不安に関する相談、または企業見学、面接時の同行を必要な支援として求める人が多かったです。また、就労までの道のりといった形で、見学や実習の支援も必要だなといったところを考えている方もいらっしゃいました。また、やりたい仕事のイメージを持てずにいるということもあげられているところがありまして、そのほか職業適性が分からないといったところもあげられている部分は課題だと考えております。

職員の調査結果につきましては、一般就労の支援を行っていない理由としまして、職員の手が回らないとか、就職が困難なためにそもそも利用しているという回答が多かったです。

また、外部支援機関との連携については、A型のほうがB型より支援機関の活用が多いという回答ではありましたが、そのほとんどがハローワークであり、次いでA型、B型ともに障害者就労・生活支援センターと連携しているというご回答がありました。

事業所における就職の支援については、「ほとんど行えない」と回答した理由としましては、まだ一般就労に行く状態ではないことや利用者側の就労に対する希望はないなど、利用者側の課題や日々の業務で手いっぱい、一般就労の支援まで手が回らない、外部の就労支援機関を知らないという職員側の支援への不安や事業所の人員体制などがあげられます。

今後につきましては、次年度の取組の中でお話しさせていただきます。

2つ目の柱が障害者雇用の拡大です。こちらにつきましては、コロナの影響で中小企業の業績が厳しくなる中、働く方々が自宅待機になったり、分散勤務になったり、給料が下がったといったような実態があります。一方、在宅ワーク、テレワークを導入して障害者雇用の促進している企業もあります。

そこでテレワークを積極的に行っている企業から、コロナ禍において障害者の雇用継続に悩んでいる企業に対しまして、障害の方々の多様な雇用の創出方法などを発信してもらうセミナーを開催する予定となっております。こちらは柏市と松戸市が共催で、2月19日に開催予定となっております。

3つ目の柱、就労継続支援ネットワークの運営支援です。参画事業所の偏りが見られる状況があり、年度当初にネットワークの望ましいあり方を問うアンケートを行いました。その結果、「活動は継続すべき」というご意見が28事業所中22事業所からあがりました。これを踏まえて、「どのような形で活動を継続していくのか」ということを9月にネットワーク会議を開催して意見交換をしております。そのときネットワークでやった事業所の運営や様子に関する情報共有を求めて参加している事業所が多くありました。今後はネットワークの代表者を主体として年に一、二度ネットワーク会議を開いて情報共有などを行っていこうと考えております。

次年度の取組に関しましては、一般就労希望調査票という形で、A型・B型の方々からアンケートを取った結果を基に、就労継続支援事業所から一般就労への仕組みづくりを構築していくということで、いわゆる利用者さん向けの就職までのフロー図だとか、就労支援機関の活用方法だとか、そういったものを冊子等でまとめて提示をしていけたらと考えているところです。

企業セミナー、障害者雇用拡大につきましては、今年度と同様に柏市と2市合同で障害者雇用に関する取組を継続していこうと考えています。セミナー参加企業の方々に対しましては、後追いですることで障害者雇用における課題の把握や企業支援を継続していくことを考えています。

次のページに関しましては、就労継続支援A型・B型事業所にご回答いただいたアンケート調査の結果をまとめてありますので、時間のあるときにご覧いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

会長 次に、こども部会より、早坂委員、お願いします。

早坂委員 こども部会では、支援が必要な子供が抜け目なく、切れ目なく支援を受けられるようにということを目的に、既に過去5年近くに上る早期相談等支援とライフサポートファイルに取り組んでまいりました。ライフサポートファイルにつきましては、次のページの具体的な取組というところをご覧いただければと思いますが、ライフサポートファイルにつきましては、平成30年におおむね完成し、配布をしてまいりました。松戸市に予算をつけていただいてという動きをとることができました。しかしながら、31年、そして本年度とアンケート等で結果を確認していきますと、「手元にはあるけれども、まだうまく活用ができていない」というようなアンケート結果は8割ほどでした。ですので、やはりいかにこれを活用していくかというのは、親支援ということも目的で始まったライフサポートファイルですので、事業所の方たちへの周知と親御さんへの周知と両面での周知が要ということで取組は継続をしてきております。

ですが、本年度はコロナということもありまして、人を集めてのプレゼンテーションというのはなかなか難しかったという状況がございますので、他市の周知方法なども参考にできる限り周知の方法を検討していく中で、理解をしやすいもの、書くことや、それから、使うことにイメージが湧くような取組を考えていきたいと思いますということで、最後のところにお付けしてありますが、静止画で親御さんたちが理解を深められたり、書き方のイメージがつきやすいようなものを作成中でございます。これが完成しましたら、松戸市にご相談して、ホームページ等々に掲載をしていく、またはこの静止画を使って事業所ごとにプレゼンテーションをさせていただくなどといったようなことを試みていきたいと思っています。ですので、周知方法を一定的に決めて、そして今まだ静止画は作成途中であるということで活動を終えているところでございます。

早期相談マップにつきましては、松戸市内は障害に関わらず、子育てに関わる資源というのはかなり充実しております。ですが、それぞれの事業所の皆さんが少し困り感を感じたり不安を感じたりするお子さんと出会ったときにどこにつないであげればいいのか、どこと相談をすればいいのかというのが事業所の方たちに浸透していない。つなぎ方が分からないというお声がたくさんありまして、まず事業所をつないでいこうということで始まった早期相談支援マップです。マップが昨年完成して、本年度はそのマップをいかに事業所に周知していくかということで進めま

した。結果、添付させていただいていますが、会員それぞれが協力し合って、結果的には409か所に配布をさせていただいたというところがございます。ただし、幾つかの事業所さんからはこういうものがあって非常によかったというようなりアクションもいただきましたけれども、まだまだ実際に使うというところには至っていないのではないかと考えておりますので、この2つの課題に関しては次年度も継続しながら進めていき、活動の量ということは検討いたしますが、親御さんが安心して、そして事業所側とも連携がとれてという切れ目のない支援体制がつくっていければよいのかなと考えております。

次年度におきましては、こども部会としましては課題はたくさんございます。そこに書かせていただいた、もちろん教育であつたりとか、それから、虐待の問題も含めて、お子さんのシェルターの問題であつたり、子供を取り巻く環境というのは障害、障害でないに関わらず、かなり厳しい状況が現状あるということをまず部会員としては認識しています。しかしながら、我々はこの自立支援協議会も含めての活動というところでは、どこをターゲットに継続した活動をしていくのかというところでは、重点的に上がっている項目を部会員でより深く精査をした後に活動を決めていきたいと考えております。

ですので、現状では、次年度の課題としてこれとこれにしっかり取り組みますというところのご報告はできない現状ではありますが、課題認識は部会員さんたちも十分してくださっておりますので、活動継続し、実りあるものにしていくための課題の抽出をしたいと考えて、少しお時間を使いたいと考えております。

現状、こども部会はそのような状況でございます。

添付の資料は参考ですので、ご覧いただければありがたいかと思います。

会長 各専門部会の活動報告・次年度の活動予定を受けまして、意見交換に入りたいと思います。

今成委員 就労支援部会の取組についてですけれども、アンケートの結果、一般就労を希望するご利用者さんがA型で4割、B型で3割というのは、私が思っていたより低いんだというのが実感で、むしろA型・B型はステップアップの一つとして捉えて、企業就労を目指す方がもっといらっしゃるのかなと思っていました。そういう現状を踏まえて、この就労支援マップを作成されるというのはすごくいいアイデアだと思うんですけども、対象は利用者さん向け、いわゆる当事者さん向けなのか、それともA型・B型の事業所向けに対しても作成を考えていらっしゃるのかお聞きしたい。

というのは、A型・B型事業所職員の意識、利用者さんを一般就労へステップアップしてもらうような意識に課題があるのかなと思ったので、支援マップの対象についてお伺いできればと思います。

古川委員 今成委員のおっしゃるとおり、利用者さんへのマップと、あと支援機関向けのマップという形で両面で整えていこうと考えております。この結果は今成委員が感じているより低いのではないかとこのところだったと思うんですけども、これが現実というところもあって、このアンケートを取ったことも、いわゆる一般就労への道といったところを少し考えていただけるきっかけにもなったかなと思います。

2方向でマップを考えているのは、そもそも就職について今まで考えてこなかった利用者さんが、就職の可能性が見えたときに、どんな方法で就職していくのか、どんなサポートが得られるのかといったところはもちろん目で見て分かるようにしていきたいのですけれども、一方、通所している事業所の支援員さんに就職したいと相談したときに、「何言ってるんだよ」と言われるようなことがないように、支援機関向けにも同じような形でサポートできるような冊子を作成していきたいと考えております。どちらか一つだとうまく回らないので、両方一遍にということ考えているところです。

会長 ほかに何かご意見ございますか。

菊田委員 相談支援部会の方への質問になるのか、障害福祉課への質問になるのか、線引きが難しいところではあるかと思うんですけれども、コロナ禍の状況におかれまして、障害者自身はコロナは陰性だったけれども、ご家族でコロナ陽性が出た場合、障害者ご自身が濃厚接触者の指定を受けたときに、在宅でお1人での生活が困難な方はたくさんおられると思うんですけれども、そういう方々の短期入所の受入れというのが、千葉県で事業所を指定して緊急受入れのルールづくり、体制が整ったというような情報は伺っているんですけれども、実際に松戸でそういうのを使われた方がいるのかどうかと、千葉県のほうからリストはいただいている、早坂委員のところが一応リストにはお名前が載ってはいるんですけれども、障害種を問わず、実際問題、受入れ可能なのか、また、実績があるのかという現状を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 ご質問いただきましたご家族がコロナにかかれて、ご本人が1人で在宅生活できない場合の事業について、千葉県からスキームが提示されているところですが、松戸市では今のところ、障害福祉課へ依頼がかけられたというケースはございません。ただ、事業所のほうにもきちんとこれを周知するためということで、本日、市内の障害福祉サービス事業所ですとか、地域活動支援センター並びに相談支援事業所に、こういったような事業が開始されましたということで周知をいたしましたので、今後そういった該当する方がいる際には、障害福祉課のほうにご一報いただければということをお願いをしております。

あとは実際にこの対象の方がいらっしゃった際には、市町村と千葉県との間で調整作業を行う形になるんですけれども、その上で協力事業所の依頼を千葉県からかける形になりますが、対象事業所への受入れはそれぞれどういった障害の方が可能かというところは、恐らく千葉県との調整の中で図られていく形になるかと思いますので、その辺りの運用面に関しては申し訳ございませんが、現時点で松戸市では実績がございませんので、今の段階で答えられるのは協力事業所のリストの中から調整を図っていくということまでになります。

早坂委員 私からも、質問についてお答えさせていただきます。

今事務局からもありましたように、直接の依頼はなかったですけれども、柏市からはそうだったときにどのくらいのタイミングで受けてもらえるのかとかいったような具体的なお相談や質問はいただきました。

少しご質問の趣旨とは違ってくるかとは思いますが、現状、コロナ禍で通所であっても、在

宅で結局のところは外出も禁止、おでかけができないというところで、自宅でお過ごしの中でいろいろ行動の問題が起こってしまったというような方たちからご相談いただき、松戸市とも協議させていただいて、短期入所のような形で受入れをした実績はございます。

お答えになっているかどうか分かりませんが、そのような状況でございます。

平山委員 関連してなんですけれども、家族の方が感染したときの障害者の受入れ先の問題と、もう一つ、障害を持った方が感染してしまったとき、陽性の方は預かれないという問題があるんですね。家族みんなでかかって2週間で回復したという方がいらっしゃいましたが、どこにも行けないということで、幾つか僕らのほうにも応援要請がきて、食材とかいろいろなものを接触しない形で、玄関先まで届けて。

やはり当事者の方が陽性になって、陽性の障害者を預かってほしいと言われたときに困るというのが現実です。それが悩みの種になっていますので、いい回答がありましたら、お願いしたいと思います。

早坂委員 皆さんも御存じだと思いますけれども、我孫子市のみどり園さんですとか、幾つかのところでクラスターに近い状態が起きたという中で、みどり園さんなのですが、発症してすぐのところでは幾つかの病院で入院は受け止めてくれていました。ですが、その後、感染拡大と緊急事態宣言等でどんどん病院が逼迫してくる中で、入院を断られるといいますか、断られるというより、受け入れられない状態が病院のほうにできているということで、結果的に施設のほうで対応せざるを得なかったということがありました。

ですので、病院に余裕があれば、もちろん知的な方の場合に対応レベルというのも判断されてしまうかもしれないのですけれども、必ずしも病院が全て受入れを拒否するというだけでもないという状況があらうかと思います。ただ、現状はどの病院も厳しい状態なので、施設に入っているという状況の中では施設の中で見なさいというような指示になってしまうということのようです。

会長 最近、市内で陽性者になった利用者さんが、ご自宅で熱が出て、自宅では見れないということで救急車を呼んで病院を探したところ、救急車の中で7時間待機した挙句にご自宅に戻ったというようなことがあったそうです。実際はなかなか受け入れる先がないという状況で、結局その方たちはご自宅でご家族と一緒に回復を待ったということです。そこに対する支援は、先ほどご自宅の前に食材を置いたりというようなこともあったかと思うんですけれども、そういうようなことを、福祉サービスを使っている方たちであれば、何かしら使えるのかと思いますけれども、通常に福祉サービスをあまりお使いになっていらっしゃらない方たちについては、そこについては何かしらの情報共有があったりとか、情報提供がないと暮らすことが難しいのかな、利用することが難しいのかなというような状況ではないかなと思います。

平山委員 古川委員にお聞きしたいのですけれども、就労Aとか就労Bのほうで一般就労を考えているという相談もビック・ハート柏や松戸を含めてあると思うんですけれども、結構混みあっている、3か月待ちですとかという話もちょうと聞くのですけれども、どのような状況ですか。

古川委員 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏、松戸におきましては、以前平成27

年くらいまでは長いときは3か月待ちみたいなことがあったんですけども、今現在は、どんなに待っても1か月以内には新規のご相談を受けられるという状況にはなっております。このコロナ禍におきましても、Zoomで初回面談をやる方も増えてきましたし、もちろん来所をいただいている面談ということで、1か月以内には面談を受け付けられるという状況にはなっております。ちなみに、先月でいうと2週間待ちとか、そんな形となっています。

会長 古川委員にお聞きしたいのですが、このコロナ禍の自粛の中で、なかなか自宅待機になったりとか、給料が下がったというようなことも報告にありましたけれども、自粛をしている、自宅待機をしている中で、最終的に仕事を失ったというようなケースは御存じはないですか。

古川委員 数は非常に少ないのですが、中にはいらっしゃるようです。彼らがやるお仕事が少なくなったということもそうなんですけれども、いわゆる事業所の経営が厳しくなるといったところも何社かございますが、この先もっと増えていく可能性もあるのかなとは思っています。ただ、ものすごく多いかというと、そこまでではないのが現状かなと捉えております。

もう1点言うと、農園の会社さんなんかも自粛期間が長くなったりとか、お仕事の時間がものすごく短かったりとかということで、働いているんだけど働いていないような、そんなような状況で、そこに通う方々のストレスがたまってしまう、自粛生活に困ってしまっている利用者さんはいらっしゃるようです。

会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見があれば。

早坂委員 2つありまして、うちのグループホームを利用していらっしゃる方で就労していらっしゃる方は、間引き出勤で、出勤を何%にするかということで、1日行って2日お休みとか、時間が何度も調整される、出勤時間が変わるとか、知的の方にはとても適応するのが大変な状況で、グループホームを利用していることで、我々が何らかを考えて支えていくということができたりするわけですが、これが委託の場合には、臨機応変さを求められて大変だと思います。それに対してどう手が打てるのかというところは非常に難しいところではあると思いますが、現実がそうなっている方がたくさんいらっしゃるという感じがしています。

あと就労のところですが、就労継続支援A、Bから就労というイメージだけではなく、事業所側や職員でも、例えば自立訓練事業や就労移行と、うまく段階を踏みながら就職に結びつけていくイメージを利用者に持っていただくようにする、うまく組み合わせていくということも働きかけの一つにお考えいただけるといいのかなと感じました。

古川委員 早坂委員のご指摘のとおり、いきなり一般就労という枠組みだけではなく、社会資源として就労移行や自立訓練といったところも提示する資料の中には入れ込んでいかなければいけないかなと思っております。

イメージ的には、例えば生活介護がB型になって、B型から就労移行へ行って、その前に自立訓練を挟んでとか。そういったステップアップみたいなイメージで提示していけたらと考えています。

今成委員 相談支援部会の取組についてですが、3環境区を意識した相談支援体制の整備は

すごくよく分析されていて、今後、3環境区に基幹相談支援センターができるということも含めて、あるいはひきこもり支援を、個人的にはすごく期待していて、ただ、ひきこもり支援って大変な面がいろいろあるかと思うので、ほっとねっととしてもこれまでの経験をいかして、いろいろ協力させていただければと思っていますので、頑張ってください。よろしくお願いします。

千葉委員 ありがとうございます。また何か困ったこととかあれば、ぜひ相談させていただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

会長 ほかにご意見はよろしいでしょうか。

コロナ禍の中で、就労支援であるとかいろいろと大変だと思います。なかなか就労支援とか、トライアンドエラーの土壌というのが障害者就労の場合あまりなくて、大変難しい時期にこういう状況になったのが非常に残念なんですけれども、頑張っていたいただければと思います。

5 基幹相談支援センター委託事業のプロポーザルについて

会長 続きまして、基幹相談支援センター委託事業のプロポーザルについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 令和2年度松戸市基幹相談支援センター委託事業者の選考についてご報告いたします。

資料5をご覧ください。

まず、公募スケジュールについて、令和2年度松戸市基幹相談支援センター運営業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づいて、令和2年12月4日から公募を開始し、公募結果は小金圏域1件（社会福祉法人松里福祉会）、常盤平圏域1件（NPO法人おおぞら）でした。

選考については、基幹相談支援センター運営業務委託事業者選考委員会運営要領に基づいて設置した選考委員会において、松戸市基幹相談支援センター運営業務委託候補者選考基準に基づき、1月21日に応募書類の審査とヒアリング審査の内容を合わせて総合的に評価を行いました。

「4. 松戸市地域自立支援協議会の役割」をご覧ください。

選考委員会の結果について審査を行い、承認された場合は受託候補者の決定となります。

なお、選考した事業者が適正に事業を実施するために特に改善を要すると考えられる事項がある場合、選考委員会は選考に当たっての条件を付すことができ、その旨を本協議会に報告できます。その場合においては、本協議会において、選考条件の履行条件を継続的に確認していくかどうか議論・決定することとなります。

それでは、提案内容をお伝えいたします。

当日は最大20分間のプレゼンテーションがありましたが、そのうち法人独自の取組について概要をお伝えいたします。

まず、小金圏域に応募した社会福祉法人松里福祉会は、昭和60年より更生施設わかば園を開園し、生活介護、就B、グループホーム、短期入所、特定相談支援といった多数の事業を展開し、重度の知的障害の方たちが円滑な地域生活を送ることができるよう支援を行っています。また、現在の松戸市相談支援事業所連絡会の前身である「こんさぼ」の事務局を務め、市内の相談支援事業所間の関係構築や研修の企画運営を行っていました。さらに、ハートオン相談室の受託や松

戸市障害者計画推進協議会、自立支援協議会、各部に職員を派遣するなど松戸市の障害福祉施策に大きく関わっています。

こうした取組の中で、地域包括、医療、教育など様々な専門機関と法人独自のネットワークが構築されており、基幹相談支援センターにもいかせる強みと言えます。加えて、法人が持つ資源を地域生活支援拠点の機能として活用し、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」などの役割を担うことができることも法人独自の強みです。

次に、常盤平圏域に応募したNPO法人おおぞらは、自助グループのサポートや精神障害者の家族を対象とした家族会を運営してきたほか、ひきこもりで悩む家族と支援機関の交流会である「よっといで」にも参加し、積極的に地域活動に取り組んでいる実績があり、地域に根差した基幹相談支援センターを運営できる強みがあります。また、精神保健福祉士をはじめ多方面での経験を生かした専門員を配置しており、相談をワンストップで受け止めて適切な支援につなげることができると言えます。それに加え、法人の人数や規模が小さいため、小回りが効き、職員間の情報共有がしやすく、事業所判断もスピーディにできるという点が法人独自の強みです。

選考結果については、資料の中の「6、評価項目別平均得点率」をご覧ください。

ここで、1点、数字の誤りを報告いたします。小金圏域の得点率において、人員体制が126点満点中の86点、パーセントが48%となっておりますが、正しくは68%ですので、ご修正をお願いいたします。ホームページ等も正しい資料で公表いたします。申し訳ございませんでした。

審査項目は6項目に区分しています。①法人の概要及び実績、②法人体制、③人員体制、④基本方針・運営体制等、⑤業務実施方針・実施計画等、⑥金額で、総合点は270点満点です。また、評価点の合計の2分の1をボーダーラインとして、ボーダーラインに満たない場合については選定しないものとしています。

結果は、委員3名810点満点のうち、小金圏域は610点、常盤平圏域は672点、各委員ともボーダーライン以上のため採択となりました。

ただし、小金圏域の職員配置について懸念が挙げられました。配置予定の職員5名が持つ資格は、相談支援専門員、介護福祉士、社会福祉士と記載されており、プレゼンにおいて口頭で、法人内の精神保健福祉士を基幹相談支援センターに異動させることで配置予定、もしくは有資格者を新規採用予定とのことでした。よって、基幹相談支援センターとして全ての障害種別に対応できるよう、「総合的・専門的な相談支援に必要な有資格者の配置を進めること」という条件を付して採択するという結果になりました。

以上により、ご議論いただきたいのは2点です。一つ目、選考委員会の結論どおり「総合的・専門的な相談支援に必要な有資格者の配置を進めること」という条件を付すかどうか。また、継続的に確認すべきかどうか。二つ目、各応募事業者について採択という選定結果をご承認いただけるかどうかです。

なお、ご承認いただけた場合、受託候補者として決定し、4月からの委託に向けて業務内容を調整していく予定です。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願

いいいたします。

1つ目の総合的・専門的な相談支援に必要な有資格者の配置を進めるということについて、そこにつきまして何かご意見ございますか。

古川委員 有資格者の配置というところは必要なことと思いつつも、資格でお仕事をするという形にこだわり過ぎてしまうのはよくないかなと思ったりもしています。うちの法人でも数多くの有資格者がいますけれども、資格があるからと言って、相談スキルが高いというわけではない状況もありまして、そこにこだわって、スキルがあるけれども、そのような一般に従事できないような状況になってしまうのはよくないのではないかなと個人的には思います。

会長 ほかに何かご意見ございますか。

では、1点目について、皆様のご意見がなければ、このまま承認という形でよろしいですか。

事務局 今の条件としては、「総合的・専門的な相談支援に必要な有資格者の配置を進めること」という条件になっているのですが、古川委員のご意見をいただいて、この有資格者というところまで言及するかどうかというのを、皆様のご意見をいただきたいなと思います。

早坂委員 実務という意味では古川委員のご意見にはとても賛成です。ですが、基幹相談センターというところからの位置づけ等々を考えたときに、やはり専門性というところは問われてくるものだと思いますので、配置を進めることとなっていますから、今すぐということではないということで、決定はするけれども、これは目標としてきちんとやっていってくださいという、付帯は付けてもよろしいのではないかなと思っております。

会長 そのようなご意見がありますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

今成委員 先ほどの事務局からご説明があったのかもしれませんが、有資格を想定しているとしたら、例えばどういう資格ですか。国家資格とか、あるいは相談支援専門員も含めるとか。

事務局 基幹相談支援センターの仕様書上は、おっしゃるとおり例えば相談支援専門員とか、精神保健福祉士とかという条件にはなっております。ただ、松里福祉会も資格を持っている方はもちろんいらっしゃるんですけど、3障害への対応が基幹相談支援センターは求められるところで、松里福祉会の場合ですと、精神障害の方への対応にどれほど専門性があるのかという懸念が選考委員会であがりましたので、そういった3障害に対応できるような資格という意味で、例えば精神保健福祉士の方がいらっしゃるということであれば安心かなということで意見があがっているところでした。

江波戸委員 私の法人でハートオン相談室の精神部門を現在小金地区でさせてはいただいているんですけども、確かにニーズとして精神科病院、クリニック、または訪問看護からの新規相談は著しい傾向があります。そういった実績がある小金地区においても、PSWとまではいかないとはいえんですけども、精神科領域に強い方が入っていただけたらとても安心です。

道塚委員 今選定の条件に「有資格者の配置を進めること」ということなんですけれども、やはり基幹センターということで3障害に対応できる経験を持った方が必要かなという感じはします。ただ、いろいろな条件で今すぐに人員をそろえることが難しいということもあるかもしれません。

ので、「進めること」という、今後の課題として人員をそろえていただくということを条件にでいいのかなと思います。

会長 ご意見をまとめますと、付帯する条件としての有資格者の配置を進めるということを付帯して、この点については承認ということによろしいでしょうか。

これにつきましては、この点を付帯して承認ということで。

もう1点、最終的には小金圏域と常盤平圏域の2つの事業所の承認という形で、皆さんご意見ございませんか。

それでは、2つの圏域の事業所を承認したいと思います。

6 地域包括ケアネットワークの組織改変について

会長 地域包括ケアネットワークの組織改変について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料6をご覧ください。

松戸市障害者地域包括ケアネットワークの組織改変を提案したくご説明いたします。

まず、最初のスライドで国の方向性についてご説明いたします。

この図は、前回の協議会の地域生活支援拠点の資料と同じなので繰り返しとなりますが、これからは縦割りではなく、包括的な相談支援システムの構築を目指しているところです。今後軸になるのは「地域」であり、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」を中心とした包括的な相談体制の構築を進めています。

松戸市の現在の相談体制について、次ページをご覧ください。

本市の相談体制の現状は、高齢者分野、母子分野は圏域ごとに支援機関が設置されています。一方、障害分野は圏域を軸とした相談支援体制は不足しています。また、相談件数は年々増加しており、体制の見直しが急務となっています。

今後の相談体制について、次のスライドをご覧ください。

先述の課題を解決するため、図のとおり、障害分野も圏域ごとに基幹相談支援センターを設置します。母子分野、高齢者分野ともに圏域ごとの相談体制を整備し、どの世帯がどんな課題を抱えているか、圏域ごとに把握しながら、チームを組んで、きめ細かい支援を行う体制を目指していきます。

スケジュールについて、4番のスライドをご覧ください。

令和3年度予算の成立を前提とした流れは資料のとおりです。

次に、5番のスライドをご覧ください。

松戸市全体として圏域ごとの体制整備を進めていることを踏まえて、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についても圏域ごとの体制を提案いたします。

具体的には、地域個別ケア会議を圏域ごとに開催します。事務局は各基幹相談支援センターです。困難事例検討会のようなイメージで、個別事例から見える課題の解決を図ります。メンバーは個別事例ごとの関係者で、行政やサービス事業所だけでなく、保健・医療・教育等様々な分野

の関係者が想定されます。

次に、地域レベルでは解決できない課題について、地域自立支援協議会幹事会で共有し、市レベルの課題については地域自立支援協議会において解決を図ります。

この三層構造の会議全体をもって精神障害者にも対応した地域包括ケアネットワークとする案です。

本協議会との関係について、6番のスライドをご覧ください。

地域個別ケア会議は、個別事例から地域課題の抽出を行い、幹事会を経て本会議に上げられていく流れがあり、自立支援協議会の一部と考えます。ただし、専門部会と比較すると、課題抽出やその解決を図る役割は同じですが、社会資源の改善や開発を担い、施策提案を目的としていくのは専門部会だけの役割という点が異なっています。

よって、地域個別ケア会議と本会議の関係は、地域個別ケア会議から本会議へ一方向の流れとなっています。本会議から調査や協議の依頼をするわけではないので、地域自立支援協議会の枠の半分だけ入っている形です。

これまでの経緯と今後については、7番のスライドをご覧ください。

平成31年度地域生活支援部会から独立し、現在のネットワークになりました。担当部会と全体会は自立支援協議会における専門部会と本会議に代わるものとして機能しており、自立支援協議会から独立して活動してきました。幹事会にてこの案をご説明した際、今回の組織改変が理由で現在の活動が無理やり終わることのないようにすべきというご意見をいただきました。

ネットワークの皆様にお伝えした際も現在の活動がどうなるのかというご心配をおかけしましたが、「地域包括ケアネットワーク」という会議体は今年度をもって終了となりますが、令和3年夏ごろのガイドブック完成までは、基幹相談支援センター独自の取組として検討の場を継続していけばと考えております。完成後、令和3年8月の本会議で、取組の成果について報告していただく予定です。

以上のとおり、今後は基幹相談支援センターを中心として、地域の実情に応じた課題解決を目指していくために地域包括ケアシステムの構築も圏域ごとの組織改変が必要だと考えます。

本案についてご承認をいただきたく存じます。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見ないようでしたら、このまま承認という形をとらせていただきますが、よろしいですか。この点については承認ということで、よろしく申し上げます。

7 第3次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）

会長 続いて、報告事項になりますが、第3次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について、後ほど一括で質疑応答の時間を設けますので、第3次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 事務局より次期計画案の概要についてご説明いたします。

皆様には冊子も配付したところですが、本日は資料7、A3の概要版を用いて、計画の内容を簡単にご説明させていただきます。

まず、左上、第1章をご覧ください。

障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は、市の最上位計画である「松戸市総合計画」と福祉の上位計画である「松戸市地域福祉計画」の分野別計画として定めているものでございます。

また、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係を申し上げますと、障害者計画は上位計画であり、市の総合的な障害者施策について定めているものでございます。一方で、障害福祉計画、障害児福祉計画は下位計画に当たり、より具体的な障害福祉サービス等の提供体制などについて定めているものでございます。

現在、松戸市の障害者計画は、第2次松戸市障害者計画となっており、平成25年度から令和2年度までの8年間を計画期間としております。また、第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間としており、今年度は3つの計画の見直しの年度でございます。

本計画案は、平成25年3月策定の第2次松戸市障害者計画の計画期間終了に伴い、前期計画の特徴を踏襲しながら、今後の社会情勢の変化や法制度の改正等に柔軟に対応するため、令和3年度から令和5年度を計画期間として、「第3次松戸市障害者計画」、「第6期松戸市障害福祉計画」、「第2期松戸市障害児福祉計画」の3つの計画を統合する形で案を作成しております。

次期計画案は、第1章から第6章までの構成といたしました。

まず、左上の第1章は、計画策定の背景や趣旨、計画の位置づけや期間を記載しております。

その下、第2章は、松戸市における障害のある人・子どもの現状として、手帳所持者数等の推移や年齢構成等、障害をお持ちの方の現状について記載しております。

続きまして、第3章では、基本理念、将来像、基本目標について言及しております。

次に、第4章は、障害者計画を基本構成とし、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の松戸市独自の重点事業を統合し、施策は5節16施策とし、各節から重点項目を設け、5つの重点項目としております。

第4章の太枠は、重点項目の目標、目標値をお示しいたしました。

続きまして、第5章は、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画となっており、「国が定める重点施策と成果目標」を記載し、「障害福祉サービスの利用実績と課題、見込み量及びその確保のための方策」の順で記載しております。

第6章は計画の推進に向けた進捗状況や評価の仕方について記載しております。

現在、こちらの内容で、明日2月4日までパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントで頂戴した意見を踏まえ、3月末に市議会の承認を得て、計画決定となる予定でございます。

8 松戸市障害者地域包括ケアネットワークの活動

事務局 続きまして、松戸市障害者地域包括ケアネットワーク事業についてご報告させていただきます。

資料の8をご覧ください。

令和2年度松戸市障害者地域包括ケアネットワーク事業についての説明になります。

基本計画としましては、令和2年度はテーマを「医療と福祉の連携」についてとして、ネットワーク事業の前身である地域生活支援部会で出てきた課題の中から、支援者のためのガイドマップ、精神科につなげるための精神科医療編をつくろうということで、このたびの活動を計画させていただきました。

活動実績としましては、全体会を年に2回開催する予定ではあったのですが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止という形をとっております。部会会議につきましても、令和2年4月から6月までは活動を自粛しておりましたが、9月から活動を再開しております。ただ、大幅に進捗が遅れてしまっているのもので、部会の中でチームを3つにそれぞれ分けて、作成チーム、編集チーム、ネットワークチームという3班で活動を行っている形になります。

作成チームでは、ガイドマップにどのような内容のものを盛り込むかという作り込みを行っております。編集チームでは、作成チームが作成した内容を、どのようにすれば支援者の方たちが見やすい形になるのか整えたり、過不足の情報があれば、それを指摘して追加していくという活動をしております。ネットワークチームについては、この地域包括ケアネットワークを構築するツールとして、ガイドマップを使ってお披露目会を行おうという計画もしています。お披露目会では、少人数でのグループワークを行うことも考えていて、ガイドマップ完成までの間はネットワークチームが試作段階のガイドマップについてグループワークを行い、その結果を作成チームへフィードバックしていくという形になっています。

各チームで部会以外のときに話し合いを行い、それ以外にもチーム同士で集まって情報の共有や作り込みの検討を行っています。今はまだ試作段階になりますが、資料の後ろに、「支援者のためのガイドマップ～精神科医療編～」の抜粋を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

評価と課題につきましては、最初につくったガイドマップが生活支援課のヒアリングの中では情報量が多過ぎて分かりにくさを感じさせてしまったという意見を基に、もう一度、事例の見やすさや内容、ページの向け方、ページ数等について検討を重ねてきています。ほかのページについても、その形式に当てはめるという形で進めて、どのように見せるかを決定して作成できるようにしています。

来年度の活動内容としましても、引き続き支援者のためのガイドマップを地域包括ケアネットワーク事業が変遷で活動が変わる前に作り上げられるように、今活動しているところでございます。

また、障害者の災害対策につきましては、以前、地域生活支援部会で実施していた啓発活動にはなるんですけれども、部会会議で継続する方針ではあったのですが、新型コロナウイルス感染

予防対策で、学校での防災活動等が行われず、再開の目安がないということを鑑みて、今は検討保留中となっております。

障害者地域包括ケアネットワーク事業としては引き続き「支援者のためのガイドマップ～精神科医療編～」を作り込んで、来年8月の本会議でお披露目できるようにしていきたいと考えています。

9 松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動

事務局 続いて、松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業についてご報告いたします。

資料の9をご覧ください。

松戸市障害者虐待防止ネットワークは、障害者虐待及び障害者差別に関する取組を効果的かつ円滑に行うための活動を行っております。

本年度の事業計画としては、障害者虐待防止・差別解消啓発活動、市民向け講演会の開催、市新規採用職員向け研修会の開催、市職員向け研修会の開催、施設従事者向け研修会の開催、担当者会議での事例検討、障害者虐待・障害者差別の相談対応、障害者虐待防止研究、最後に障害者虐待防止マニュアルの改訂があります。

次のページをご覧ください。

活動実績についてですが、まず、全体会の第1回を昨年5月に書面開催で実施をしました。第2回については2月12日に実施する予定となっております。

担当者会議については、奇数月の第4金曜日に実施しており、今年度はこれまでに5回開催しております。第6回については3月に開催予定となっております。

担当者会議では、施設従事者向け研修会や市民向け講演会の開催内容についての検討やマニュアル改訂についての意見交換、障害者虐待・障害者差別の対応報告と検証などを行いました。

続いて、障害者虐待及び障害者差別の対応に関する報告です。

今年度については、令和2年11月末時点で、養護者虐待が38件、施設従事者虐待が8件、使用者虐待が2件、計48件の通報がありました。続いて、障害者差別については、令和2年11月末時点で2件の相談がありました。

続いて、啓発活動・講演会・研修会についての報告です。

まず、啓発活動としては障害者虐待及び障害者差別に関するパンフレットを市内の全事業所に送付しました。

次に、施設従事者向け研修会として、松戸市ホームページに研修動画と研修資料を掲載しました。各事業所の方には動画視聴後にアンケートを提出していただいております。260か所の事業所のうち114か所の事業所からアンケートの提出をいただいております。

続いて、市職員向け研修会については、2月に書面開催で行う予定となっております。

市民向け講演会については、市民向けのパンフレットを作成し、4月ごろに市内の中学校1年生を中心に配布する予定となっております。

最後に、事業の評価と課題・次年度への取組についてご報告します。

まず、予防・啓発活動としては、これまでは市が行う研修会に参加する事業所を中心に随時ポスター、パンフレットの配布を行っていましたが、本年度については、市内の全事業所にパンフレットを送付しました。来年度も引き続き啓発活動を行っていく予定です。

次に、講演会・研修会については、コロナウイルスの影響により集合形式での開催ができず、動画配信や書面開催の形をとることになりました。既に実施している施設従事者向け研修会を受けた事業所の方からは時間や場所を選ばずに受講できることや、何度も聞き返すことができること、ふだんは研修会への参加が難しいパート職員も参加できることなどメリットを感じていただけている方が多くいらっしゃいました。来年度についても引き続きコロナウイルスの感染状況を踏まえて、開催方法など検討していきたいと考えております。

続いて、内容が複雑化し、対応困難な事例への対応力の強化については、虐待通報をしたが、虐待者には話をしないしてほしい、大ごとにはしてほしくないといった介入の難しい事例や複合世帯でトラブルを抱えているなどの対応困難な事例が多く、終結までに時間を要するケースが多くなっています。職員の対応能力向上のため、県が実施している研修会などに引き続き参加し、他市との情報交換を行い、職員の支援スキルを学ぶ必要があると考えております。

次に、障害者虐待における即時対応体制の構築としては、障害者虐待防止・差別相談センターと同一の様式を使用し、緊急度の確認や支援方針の共通化を図り、即時対応可能な体制を構築していきます。

次に、障害者虐待防止マニュアルの改訂については、今年度は市職員及び障害者虐待防止差別相談センターの職員向けのマニュアルの改訂を行っております。担当者会議及び全体会にて内容の確認、検討を行い、令和3年5月の全体会での完成を目指しております。また、来年度については、施設従事者向けのマニュアルを作成する予定となっております。

最後に、高齢者虐待・児童虐待との連携の強化については、複合的な問題を抱える世帯の課題解決に向け、高齢・児童・障害の3障害に係る関係団体とより連携できる仕組みを構築していきたいと考えております。

10 松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況

事務局 続きまして、松戸市指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の指定状況等についてご報告申し上げます。

資料の10をご覧ください。

まず、資料について訂正がございます。お手元の資料では、25の事業所が運営中と記載しておりますが、「1シュガーパイン相談支援事業所」及び「10相談支援室あおば」につきましては、それぞれ指定期限が切れておりまして、その後更新の意向がないことを確認したことから、現在は廃止となっております。

よって、令和3年1月1日時点、本市においては基幹相談支援センターを含めて24か所の指定

特定相談支援事業者、このうち1事業所は休止中となっております。また、21か所の障害児相談支援事業者が運営している状況でございます。

次に、手厚い支援体制の整備や専門性の高い人員の配置に応じて認められる事業所加算の取得状況に関してご報告いたします。

現在は特定事業所加算を取得している事業所が3か所、要医療児者支援体制加算を取得している事業所が3か所、精神障害者支援体制加算を取得している事業所が6か所となっております。

次に、指定特定相談支援事業所の実施指導状況についてご報告申し上げます。

例年3年に1回をめぐりに当課職員が事業所に直接訪問し、実施指導を行ってまいりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染防止等を考慮し、直接訪問するという形式ではなく、必要書類を全て当課に提出していただき、書類審査という形式で実施させていただいております。

今年度は6事業所が実施指導の対象となっております、全ての事業所より書類の提出があり、当課職員による書類の審査は完了している状況です。

今年度内には改善すべき事項等の指導結果を各事業所に通知する予定となっております。

今後も市内の指定特定相談支援事業所等に対しましては、指定権者として適切な指導及び情報提供等を行ってまいります。

会長 第3次障害者計画・第6次障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）、松戸市障害者地域包括ケアネットワーク、松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況について、もろもろの報告等がございましたが、内容についてご質問等がありますでしょうか。

増田委員 地域包括ケアネットワーク事業の件で、支援者様のガイドマップの件でお伺いしたいのですけれども、これは現在作成中ということなんですね。

事務局 はい、作成中になります。

増田委員 今回いただいた紙の資料には入ってなくて、データでいただいたほうには入っていたと思うのですけれども、内容について若干分かりにくい点があったり、少し細かい点なのでこの場でお話することではないと思うのですが、若干コメントしたい件があるので、そういう機会があればいいなと思いました。ご報告です。

事務局 担当宛に、直接いただいても大丈夫です。またご相談させていただければと思います。

増田委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、以上で本日の審議を終了させていただきたいと思います。

少々時間が過ぎましたけれども、有意義な協議ができたと思います。感謝をいたします。

今後も皆様のご協力を得て地域自立支援協議会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 以上をもって、事業を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、事務局に戻します。

事務局 最後に事務局よりご連絡させていただきます。

次回のご案内をさせていただきます。

今後、本会議の開催は、原則８月、２月の第１水曜日と固定していく方針です。したがって、来年度の開催は８月４日水曜日、２月２日水曜の予定でありますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、ご調整いただきますようお願いいたします。

また、日程が近くなりましたら、案内や資料の送付をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◎閉 会

事務局 本日はお忙しい中、松戸市地域自立支援協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、Ｚｏｏｍ開催ということで、事務局も慣れないところがございまして、至らない点等ございましたことをお詫び申し上げます。

議事進行にご協力いただきまして、大変感謝申し上げます。

これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。